(シンポシウム

「宗教法人法の改正をめぐる諸問題」

論 (質疑応答) の部

め質問が寄せられておりますので、それにそって進めて参ります。始めに米山会員から、洗会員に対する質問につ (青山学院大学名誉教授)それでは、今までの報告をもとに討論・質疑応答を行って参ります。予

質は届出主義に近いようなものじゃないかと思います。そういう点につき、教えて頂ければありがたいです。 ようとしたらこれはなかなか難しいといわれている。現在許可主義になっていても、そういうご発言からすると実 質問者 米山 (奈良産業大学)宗教法人の設立のための審査は非常に簡単なものであるが、一旦これを解散させ

洗(駒澤大学)宗教法人だけ特別扱いするのがいいかどうかというご疑問なんでしょうか。現在宗教法

考えて、もう少し認証主義ぐらい、必ずしも届出主義がいいと言っているのではないのですが、非営利の社団に対 変えて許可主義あるいは認可主義の方に持っていくのではなくて、やはり非営利社団の法人化の問題を全体として はそこに違いがあるのが好ましいことではないように思います。ただ好ましくないからといって宗教法人法の方を 人法の認証主義は、民法法人の扱いと異なっている。ちょっと特別な扱いになっているんだと思います。ですが私

度によって法人化への道が開かれていると思われますし、我が国でそれを妨げなければならない理由というのは

はいませんが、アメリカやフランスなども非営利の社団については基本的にその法人化というのは、

簡単な認証程

しても、もう少し自由な法人設立の方向が考えられてもよいのではないだろうか。外国の例をそんなによく知って

体何なのか。そういう妨げるべき理由はないのではないだろうか。私はそう考えているということです。 司会者 小林(青山学院大学名誉教授)よろしいですか。

力久さんは会員ではございませんが先程も申し上げましたように、従前理事会ではテーマによりましては会員の

教事件等に対応できる、被害者対策に協力できる、民益宗教情報センター作りの件ですが、四七都道府県に拠点を 官益法人となってしまうことは他の公益法人の例により明らかであろう。そこで準則主義を貫き、かつオウム真理 中に適当な研究者が見つからない場合にゲストの発表者をお願いしています。そういう方の一人であります力久さ んに、大久保会員から質問がございます。「宗教法人審議会は行政機関であり、文部省主導の宗教情報センターは

開かれました四月二六日においても、四月二六日の議事要旨の終わりの頃に宗教情報センターは宗教家の自助努力 という意見までつけてその先生は申されたわけですが、官主導の情報センターは非常にいかんということで、今年 作りについては反対であると。だから官が踏み込まないように今回の法改正の一部に対して賛成をしたのである、 審議会の中では、宗教者だけではなくて参加なさった学識経験者の立場の先生方からも官主導の審議、情報センター ているわけですが、その一つの延長として情報センターというような考え方があるのではないかと思います。実際 ロだったのが六千四百万加わっている宗教と社会との関わりに関する調査、研究費というのが今回新しく上程され 年度の予算案がのっていると思います。その中に予算案は、三千二百万が一億近くに要求されてる中の、今までゼ という言葉を使われました。そこから情報センターという言葉がずっと進んでいるわけですが、皆さんの手元に今 に出てまいりましたのは、特別委員会のヒアリングで、専門委員として阿部美哉先生が出られたときに情報センター 設けてほしいと思いますが、その点の構想についてお聞かせ頂ければ幸いです」。 力久(善隣教)情報センターについてはいろいろ言われていますが、情報センターという言葉が具体的

ければいけないということで、我々が呼びかけたのでは客観的になりませんので、学識経験者が呼びかけ人になっ に出た審議委員が、審議会が二九日に終わった後集まりまして、何とか我々も宗教界もこのことについて対応しな しまうと、実るものも実らないというようなことを勘案しながら、一方では宗教法人問題連絡会というのを審議会 そのための検討委員会のようなものが設けられる予定でございます。そしてすでに各連合体から出ている幹事にプ られてるかということで、宗教情報センターのみでなく様々な社会問題、宗教法人法の問題も含めて、今回新しく 要旨にきちんと載せているというようなことで、非常に宗教情報センターの官主導については厳しいぞという意向 きちんと文部省が意欲を示すことは宗教家への反論が厳しくなると考えるというような意見を申し上げたら、 今少し準備を始めているんです。音頭をどこがとるかが非常に難しいわけです。しかしどこかで何か構想案ができ そして宗教界に呼びかけ、それに宗教界が応じるという形だと少し実現性があるのではないかというようなことで、 ではなくて第三者機関、 でもできればということで、その中で大方こういう点かなとイメージが出始めているのは、宗教者が呼びかけるの て宗教法人連絡会という勉強会を毎月重ねているわけですが、目指すところはやがて宗教情報センターの何か素地 V ラス一名、その委員を出してくれということで、いわば研究機関的なものが、日宗連の中にできようとしていると は十分聞こえているのではないかと思うのですが、問題はどのように民間の宗教情報センターを築いていったらい でなされるべきであり、現在そのための集まりももっているというようなことを申し上げましたら、そういうのを いうことであります。亀谷理事長の判断ではなかなか日宗連だけでは情報センターというのはできにくいのではな か。いわゆる温度差があるわけです。情報センターに対する考え方が。どこかが出すと反対だという形になって のか非常に考えさせられるところです。まず日本宗教連盟で宗教情報センターについてどのようなスタンスが取 いわゆる学識経験者等が宗教界の現状、国家が少し踏み込もうとしている現状を憂いて、

宗教法第16号(1997) められているところです。おっしゃいますようにこの宗教情報センターは、宗教全部を何とかして網羅しない限 あがっていかないといけないので、問題提起的にでもしようではないかというようなことで、今少しずつ準備が進 かれていけばよいのではないかと思いますが、まだそこまで細かなイメージ、構想はできあがっておりません。よ 盟以外の教団も参加できるような状態をどう作るか。それを更におっしゃいますように、各県に情報センターが築 宗教情報センターにならないのです。日宗連加盟団体だけでは宗教情報センターにならないでしょうし、 日宗連加

その前に民間で何らかの形を作らないと文化庁のはりきる余地を作るかな、と考えてるところでございます。

うやくその緒についたということであります。一応の危機感としては、もし文化庁がはりきりすぎると困るので、

そういった場合に要は宗教団体による生命、身体、そして金銭等の被害者がこれからもなくならないという状況の 士会が設立・運営について許認可等を受けている現状を見ていて、税理士法という特別法でされているわけですが、 意味では、事前にはっきりと打ち出しておくべきではないかというのが、私事ですが税理士をしていまして、税理 る監督的なものを受けてると思いますが、それがだんだん包括的に強まっていくのではないか。むしろ提案という 中で、民間、或いは宗教団体による目に見える具体的活動がでてこない限りは、「認証・解散」においてもいわゆ 二ページで「認証のあり方、解散の問題」についても引き続き審議会で審議していくことが示されているわけです。 大久保 (税理士)追加よろしいですか。今お聞きしてまして気になったのですが、先程のご発表の中の

場で参加していただくと。そして今度は宗教学者、今回のような宗教法学会の先生方とか、いろいろなお立場の先 れる弁護団の方とか、政教分離、信教の自由のいろいろな裁判に関わられた弁護士の方とか、いわゆる弁護士の立 力久 (善隣教)ちょっと関連してですが、呼びかけ人のメンバーの中に、 消費者問題に取り組んでおら

つくづくそれを感じているということで申し上げました。以上です。

言ったんであって成仏とは言っていない」。それはどちらでもいいのですが、そういう生々しい部分はあまり議事 て四月二六日成仏論が独り歩きしておりますが、会長さんは「私は成仏と言いましたかな、あれは浮かばれないと 「今回出さなかったら成仏できません」と言ったらある審議者が、「これを通したら成仏できるんだ」という話になっ 生方が呼びかけ人になって、宗教家が集まるというような形が今イメージとして出始めております。

すので、時間的な制約からできるだけ摘要をお答えねがいます。 うか。特に一三一回のものについて質問します」。なお長谷川会員は棚村会員、桐ヶ谷会員にも質問されておりま 議事要旨、第一三一回宗教法人審議会議事要旨(案)が配付されました。ありがとうございました。これについて、 一、この案は他に確定稿はあるのですか。二、作成者は誰ですか。三、中身は議論を正確に反映しているものでしょ 小林(青山学院大学名誉教授)次に長谷川会員からの質問です。「資料として一二七回宗教法人審議会

そうすると委員の中からは「伏されても困るんだ」と。こういうやりとりがあって、いよいよ決まらない時に、 になってくると九月二九日、「今日出さなければならないか」と言うと、文化庁側からは伏してお願いしますと。 見てみると結構スマートに書き上げているなというところはあるようです。スマートでない部分は、いよいよ最後 の時を正確に反映しているか。正確の捉え方ですが、結構発言は工作して、最後の方は紛糾しておりましたので、 ないのではないかと思います。他に何か用意されているかどうかは分かりません。そして書かれていることが、そ 確認はございませんでした。しかし出されて審議委員がそれを読んだわけですから、私はこの段階ではもう案では にこれが出されて読み上げられたわけですから確認はされていませんが、では案というのを消してくださいという 分と九月の分、二つ出してあります。案と書いてありますが、一三一回については今年(一九九六年)四月二六日 (善隣教)この一二七回審議と一三一回審議、どちらも案という形で去年(一九九五年)の四月の

内容の中には出ていない、スマートになされているということであります。 小林(青山学院大学名誉教授)棚村会員どうぞ。

中にはたちの悪い病院もあるし、学校法人もある。患者とか学生とかユーザーに、透明性を高めるために閲覧を認 が自らやるべきことであって、ここに国家権力が加えられるべきではないという意見についてはどのようにお考え 主の閲覧権について株主の自益権、共益権のようなものはあるのか。又透明性だけということであるならば、 になりますか。第二に、信者らが情報の開示を要求しうる権限の根拠はどこに求められるのでしょうか。例えば株 認証後の活動状況や財務等の透明性確保に国家権力が一役担う法的根拠をご教示ください。透明性確保は宗教団体 棚村(早稲田大学)長谷川先生から頂いているのをちょっと読み上げさせていただきます。「第一に、

庁は認証等の事務処理、それから七九条から八一条に関する例外的な個別的な具体的な権限を持っているわけです。 が、私自身は透明性の確保だけとは考えておりません。それは矢吹先生の報告にもあったと思いますが、 庁へ事務所備付の書類を提出させるというのは、行政がやるべきことではないのではないかということがあります まず、第一点からお答えします。認証後の活動状況やその財務等の透明性確保。こういうことを目的として所轄

に裁判所は拘束されると考えてよいのでしょうか」。

めなければならないという理由になるのかどうかということです。それから第三に、宗教法人で定めた信者の定義

限を行使するために必要な手段としてこういうような一定の書類を提出してもらうというような趣旨として考えて と考えています。ですから単に透明性を確保というだけではなくて、やはりそういう行政庁の責任や与えられた権 こういう提出された書類を基にしまして事実関係を確認する。そういう意味では手段的な権利といった性格がある その時の事実確認をするための資料を収集したり、事実確認をする手段が保障されていないのです。そういう時に、 かそういうことにチェックが、行政上あるわけです。それで今公益法人に情報開示を認めるべきだという議論がさ

ことになると思いますが、そういうふうに私は考えております。 .ます。それからもちろん透明性の確保だけが問題であれば、国家じゃなくて自らがやればいいじゃないかという

は思わない。むしろ法律上の地位をきちんとさせて、信者にも一定の範囲では法人運営に主体的に参加をさせて、 単に信者は教化育成の対象で、お金を出して一定の義務を果たせばいい、宗教上の地位しかないんだというふうに うにある意味では信者の地位をはっきりさせて、内部チェックを強化していこうという立場の者にとってみれば、 それに異議があっても、それを反映させる道がないじゃないか。これは非常に消極的な意見でありまして、 こなかったわけです。まさに争われていたところに二五条の三項ということでもって、情報の開示というものを一 で信者を教化、育成するとか、それから公告の時に信者とか利害関係人に公告するとか、そういうことしかおいて 規定をおいてきませんでした。二条に、例えば信者、宗教団体の目的ということで宗教団体は何かという定義の中 釈が分かれていたわけです。それから信者の法的な地位についても非常に曖昧であります。宗教法人法はほとんど 療法人とか何とか言いますが、まずその医療法人とか学校法人とかは監督の規定があります。厳しい財務や運営と 成員としての資格を与える方向を私自身は考えています。ですから、今言いました株主とは違うじゃないかとか医 義務も果たしてもらう。そして信者の範囲やいろんな物については宗教法人自体がきちんと把握するような形で構 た株主とか団体が違うだろうと。それも今までの判例の争いの中に出てきました業務に対する是正権がないじゃな 定範囲で認めたということで、これを根拠に考えていいと思うのです。改正法については。それでさっき言いまし それから第二番目ですが、信者が情報の開示を請求する根拠は何にあるか。これはまさに判例が分かれていて解 それから営利を目的としたりする団体とは性格が宗教法人は違うじゃないか。それから公告制度については 私のよ

当な利益とか、それから信者とか利害関係について、いろいろ議論があると思いますが、だから情報開示の必要が ると思います。ですからそういう意味では他の団体にないからということではなくて、宗教法人は宗教法人として ク機能やオープン性ということが社会の中で、民主主義の社会で求められているとしたら、やはり一つの流れがあ つまり情報開示というのは、全部の団体に同じように一律にというわけにはいきませんが、ある意味で内部的なチェッ かんになされているわけです。審議会でも力久先生がおっしゃいますように審議会の中だってオープンにしようと。 の独自の情報開示のあり方、あるいは範囲、それからそういうやり方について十分今後、例えば不当な目的とか正

定の継続的な関係を持って、しかも経済的にも社会的にも何らかの貢献を持ったり責任を持っている、信者という とをもう少しはっきりさせて、業務上何かあったときのチェック機能とか、最終的にはそういうことに対しても

全くないということにはならないと思います。そういう意味では僕自身は、むしろ信者さんの地位や立場というこ

名前も氏子さんとか、教会員とかいろいろありますが、そういうことで監視的機能を果たさせていったらいいだろ

果を狙ったというのはもう立法当時の資料からわかるわけで、ただしそれを具体的に実現するような手だては与え す。それはまさに宗教上の地位であると同時に、ある一定の場合には宗教法人法も信者、その他の利害関係人とい られなかったということです。だからそれはむしろ私自身の報告の中でも述べましたが、それ自身はむしろきちん うことで、一定の法的地位を認めていると考えられます。たとえば、何らかの公告制度なんかはまさに民主的な効 団体ごとに教義や伝統や慣行に従って、先程から言いますように宗教上の地位、つまりある宗教の教義を信奉して、 定の課せられた信者としての義務を果たして、そして宗教団体から承認されている人がやはり構成員だと思いま それから三番目に、宗教法人法で定めた信者の定義というのはないわけです。ですからそういう意味では各宗教

紛争と同じように裁判所で判断をしてもらうほかはない、こう考えております。 に対しては開示すると。もしそうでなければ単に宗教妨害や混乱させるためのものについては、最終的には一般の と宗教法人の側で内規みたいなものを作って、そしてこういう場合には、この範囲の情報については、こういう人

をする場合には、あくまでもやはり不当な目的とか正当な利益ということが立証されて、はじめて出さないという 棚村(早稲田大学)はい。私自身はかなり内規に拘束されると。ただし全部出さないというような決定 長谷川(弁護士)ちょっといいですか。裁判所がその内規に拘束されるかどうかということなんですが。

司会者 小林(青山学院大学名誉教授)つぎに山口会員からの質問です。 決定が正当化されると思います。

れる見解の是非。 判断が必要か、 いて違法活動の関与がうかがえる時如何」それから二として「休眠法人の解散手続きについて、この場合でも司法 財産隠し防止措置は不要か」それから第三として「税制の現状について、非課税制から免税制とさ (早稲田大学)これは宗教法人法改正についての残る問題として、「一、設立時の認証手続きにお 以上の諸点についてどうお考えでしょうか」ということで、よろしいですか山口先生

ものを、さっき言ったように準則主義的に位置づけているのか、それとも許認可というような形で位置づけている をかなり調査する。 んかを見ていきますといろんな州があって、非常に準則主義的なところもあるけれども実質的な、 のか。さっき中間的なものだというような話をしていたと思いますが、非常に難しいと思います。ただアメリカな それではまず設立時の認証手続きについて。これは非常に難しい問題があると思います。つまり認証制度という 例えばサウス・キャロライナ州なんかは、認証を受けてそして州務庁という所が団体の実質とかそういうこと 認証を受ける前の段階で。ですからこれは認証とはいっても認可に近いような扱いになるんじゃ

ういうような行為があった場合には、やはり認証を拒絶できるというようなことを考える必要があるのではないか。 時に、解散命令に該当するような行為があったような、特に八一条一項の一号と二号。二号の前段あたりですがそ が規定されています。ですからそれをどうするかという、つまり入口のところで広くしておいて、後で認証取消と ということになっているのです。その法令違反というのは、かなり違法なことを行ったとか、そういう意味のこと ないかと思います。しかもその場合、団体としての実質がないとか法令違反が明らかな場合には認証を拒否できる ケースだったのですが、未だに解散命令が出ていないのが京都にあります。そのあたりを見ていますと、出口でや オウム真理教が初めてのケースです。他のケースも、もしご質問があればいくつか調査したのがありますが、オウ ただまだ固まっていません。出口でやればいいのか、入口でやればいいのか。ところが今は出口でやれと言っても なケースが二通りあるわけですが、私自身は何と言うか、もう少し実質的なことをしていいんじゃないかといった 方をした、違法な行為があった宗教団体と、それから目的逸脱。それから宗教団体としての実態を欠いているよう 解散命令といっても二種類ありますが、法令違反とか、かなり設立の手続をいい加減にやったとかいう違法なやり か解散命令ということで手を打つか、それともやはり入口のところでも解散命令なんかに該当するような、つまり ム真理教の前にも出ていたものについても、かなりこれは犯罪と関わって起訴されて、有罪が確定しているような

司法判断の中で裁判所の解散命令ということでやったらどうかなと。ただしアメリカなんかを見ていますと行政的 ては行政側でやるということになったわけですが、やはり私は宗教法人の特殊性ということを考えますと、やはり な解散、認証取消の制度をおいてはいます。たとえば、イリノイ州は休眠法人整理に使っているようですが、他の それから休眠法人についてはまさに大変な問題なんですが、この整理を一体行政側でやるかと。公益法人につい

ればいいんだからというのが全部について言えるかどうかというのはちょっと考えています。

から非課税制という日本の枠組みの中で、もう少しこう税務調査とかをした場合に、何とかなる部分もあるのか、 たくさんありますが、アメリカはアメリカで免税制と言われるんですが、それなりの問題もやはりでている。それ ということがありますので、これは是非必要だと思います。それから税制については何とも申し上げにくい問 それから保全措置については、かなりの州でほとんど保全措置を解散命令の時においています。やはり資産隠し

実情はわかりません。

それから長谷川先生から一点、 桐ヶ谷(創価大学)私のところに山口先生の質問が棚村先生への質問と重複していただいているのと、 棚村先生からも若干いただいておりますが、今小林先生とお話して、棚村先生から

僕自身が税法の改正の問題については専門ではないので、その程度にさせていただきたいと思います。

らせていただきたいと思います。 のご質問につきましては後の方の時間もありますので、それが終わって時間があったらお答えするということでや 山口先生からのご質問の第一点につきましては、私も入口の段階で、何らかの違法活動が行われていることが明

休眠法人の解散手続につきましては、棚村先生と結論が同じで司法判断が必要だと思います。 ないと思っております。違法な活動が外形的にも極めて明らかで、公序良俗に反するとか公共の福祉に反するとか 教の教義の内容とか信仰の内容まで関わったところでしぼりをかけるということだけは、絶対に避けなければなら らかな場合に、 いう場合に限り、認証しないという方法を取るということも、場合によってはあってもいいかなと考えております。 それから財産隠し防止のための保全措置については、民事法の手続等でできる限りのことはしたほうがい ある程度のしぼりにかけることはやむを得ない場合があると思いますが、そのしぼりのかけ方が宗

思いますが、宗教法人法を変えて、あえて宗教法人についてだけ、そういう特別な措置を講ずるというのはいかが

前提の下においであります。

それは行政がタッチするというのではなくて、あくまでも裁判所の判断がそこで経られるという担保があるという ての、あらかじめの保全措置が講じられるような道は若干は開いてもいいのではないかと考えております。しかし る、その間に財産をどんどん隠してしまう。その場合のことをおっしゃっているのだとすれば、そういう点につい なものかと思います。ただし解散事由に該当するということで、解散の申請はしたが解散手続に時間がかかってい

ことでよろしいでしょうか。 点は慎重にしなければいけないと考えます。時間がないので極めて簡単な答えですが、私の見解としてはそういう くなる。そうすると宗教活動の内容にまでかなり立ち入って判断しなければならなくなる可能性がでてくる。その 税法の問題に関しましては、免税制となると個別に免税要件があるかどうかということを判断しなければならな

の自律権というもの、それに対して国家が介入、干渉してくる恐れがあるということで、憲法二〇条違反というよ 法二〇条一項前段、信教の自由の保障ということと考えています。信教の自由の保障の内容の一つである宗教団体 が望ましくない改正であるとのご主張になるのか、どちらでしょうか。もし前者であるならば、具体的に違憲とな る条文をご教示ください」というものです。私としては憲法に違反すると考えております。根拠条文というのは憲 次に長谷川先生からのご質問ですが、「今回の改正は憲法違反であるとのご主張なのか、それとも合憲ではある

財団と違う側面がかなりあるのではないか。従って、社団、財団の構成員と宗教団体の信者というものを全く同 それから先程の長谷川先生の質問に対する棚村先生の見解について若干、簡単に私の考えを述べさせていただき 宗教団体というのは信仰を中心に集まっている団体で、いわゆる世俗的な目的でもって集まっている社団

うに考えております。よろしいでしょうか。

おっしゃっていることには、全面的には承服しがたい面があります。 的に見ていくことが果たして妥当なのかどうか。その辺の疑問がかなりありまして、そういう観点から棚村先生の

す。その辺も問題があるのではないかと考えております。 すもので、宗教法人だけどうしてそういう不利益を被らなければいけないのかという、新たな問題も発生してきま ともできることになるわけです。これはふつうの証拠法、民事訴訟法などで予定している証拠法の域を一歩はみ出 あり、かつ正当な利益がある。そうすると損害賠償請求訴訟を起こす前提として、帳簿を見せろとかいうようなこ とができるとされています。それは争いがあれば当然裁判所の判断を仰ぐことになるわけですが、 人で正当な利益がある者などという場合、例えば宗教団体に損害賠償請求権を持っているというのも利害関係人で それからやや観点が違いますが、例えば信者、 利害関係人がある程度正当な利益があれば書類の閲覧を求めるこ 例えば利害関係

解答者 矢吹(弁護士)私に対する質問は棚村先生と松波先生の二つです。

過料の制裁が規定されていませんか」。これはまさにご指摘の通り八八条にありまして、私の先程の発表のこの部 棚村先生のは、『先生は二五条四項の書類写の提出を怠っても、罰則がないとおっしゃいましたが、八八条五号で 分についての事項は条文上のことで、誠に申し訳ありませんが訂正させていただきます。

ときには、宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関して報告徴収、または質問ができる旨を定めてい と関連した文言になっていません。新設の七八条の二で、七九条ないし八一条に該当する疑いがあると認められる のでしょうか」。これは書類写の提出義務、裏から言えば提出させる権限については、直接に七九条ないし八一条 ではないでしょうか。先生のお考えですと、所轄庁はどのようにして七九条ないし八一条の事実確認をすればよい それから二つめが「所轄庁への書類写の提出義務は、七九条ないし八一条の事実を確認するための手段的なもの

ならない。そういうことができるようにするための規定であるといっています(私はその根拠をもう少しはっきり 宗教団体としてやっているのか。それから運営が規則通り行われているかということを、絶えず見ていかなければ 認証した官庁としてはその後宗教法人がその目的に従って活動しているか。要するに宗教的活動をしているのか、 ます。これはまさに手段的権利といえます。それでは、所轄庁への書類写の提出ということを、何で規定したかと いうことについては、文化庁の説明によると、所轄庁の責任を果たすためだといっています。所轄庁の責任とは

くることになると、所轄庁としてもこの報告徴収権、質問権ということに踏み切って進んでいくのではないでしょ されるときはよいとして、いろいろとやっていくうちに、七九条ないし八一条違反の事実が段々エスカレートして は、文化庁の方は行政指導で監督権ではないといっています。しかしそういうことで、所轄庁の指導に従って是正

して頂きたいと思っております)。それでは、それは監督権限なのか、単なる行政指導なのかということについて

の自由という立場から法律の趣旨は賛成致します。 会の議を経なければないので、その間に証拠の隠滅などのことがあるとその実効性が気になりますが、やはり信教 うか。そう考えております。ただ、この報告徴収権、質問権と言っても、弁護士のサイドから見ると宗教法人審議

なるのだろうか。各教団はこれについてどのような対応を示しているか」。これは文化庁のQ&Aには一般的なこ 人の判断によると文化庁はいっているが、どのように決めてもいいのか。裁判になったとき、裁判所の判断はどう

それから松波先生のご質問は、「改正法二五条三項の書類帳簿閲覧権を有する信者の定義。第一義的には宗教法

における信者というものを決めていかなければ、例えば明治神宮で柏手打った、私は信者になりました。さあ書類 であると私は思います。そしてそれが包括団体が決めている場合には非包括団体はそれに準拠して自己の宗教団体 とを言っているので、やはり何が信者かということについては当該宗教法人、宗教団体の中で決めていくべきこと 司会者

小林

を見せろといってそれで受け付けられるかということは、あまり漠然としておりまして、やはり各宗教団体におい てこの点をきちっと決めていくべきだろうと私は思います。私の関係しているところでは帰敬式を行い、檀徒名簿、

信徒名簿に登録された者と規定しております。

どうなんだ、今までの宗教団体の実態というものの上にそれに沿うようになるべく指導するというのか、それを一 とになりかねないが、どうか。また檀信徒にこのような権限を認めることによって、逆に檀信徒も、今まではお布 なかった場合、今回の改正法によってこれを認めることになり、いわば立法によって信者の地位に変容をきたすこ ここで少し付け加えさせて頂くと、書類帳簿閲覧請求権というものが判例(東京高判昭六三・九・二八判時一二九 団体の団体性が進んでいいのかということについて、かなり私は心配しておりまして、むしろあるべき宗教団体は のの支払いを怠れば、もう檀信徒ではないということで除名というようなことになりかねない。そこまで今の宗教 施とか護持費とかは宗教的なものとして強制力を持っているか疑問とされておりましたが、逆に今度はそういうも 三号九六頁)のように役員の責任を追及する手段的権利だということになると、一般の檀信徒にそのような権限が 法的関係に持っていくということは宗教性というものを公益性、団体性ということから否定していくことに

すべき事項であって、文化庁やなんかで決めるべき事じゃないというのは分かるんです。またそう言っています。 私もだいたい基本的には同じなのですが、少し理屈っぽく言いますと、基本的な問題点としては各宗教団体で決定 安武(弁護士)今、矢吹先生がおっしゃった問題と同じ問題が、立正佼成会の天谷先生から出ています。

それを裏返して言えば、各集団、宗教団体、宗教法人が決めたら、それに反する者が請求権を行使してきたときに

なる、薄くしていくことになる、ということについてある種の心配をしています。

(青山学院大学名誉教授)次に、では安武会員おねがいします。

宗教法第16号(1997) とは明確にすべきだと思います。現在は非常に曖昧です。私の考え方は、信者というのは二通りある。 当するのか、というような問題でしたので今、合わせて申し上げたわけです。ただ後の方で新宗教団体等では所帯 思います。だからやはりどこの教団でもこれこれ何々教の信者は、これこれをお祀りし、というのは必ず書いてあ すか、要件だろうと思います。本尊を祀るか祀らないかというのは、裁判になったときでも非常に重要な問題だと されているということは、信者であることを教団が認めたということですから。それからもう一つは継続的に寺院 うことです。それから今出ましたように壇信徒の名簿といいますか、信者名簿に登載されているということ、 たいなものですが、宗教団体からいいますと、その人が信者であるための要件は、その人が本尊を祀っているとい 五人全部檀徒と数えます。けれども私は、これもある教団でいろいろ一緒の研究をしているときに出てきた結論み 入信形式の場合は個人が入るわけだから、個人を対象に考えればいいと思います。ただそうすると、逆に檀家形式 ないわけです。そうするとお父さんが入ったからといって必ずしも奥さんは信者ではないことがあります。だから ますから、本人がその宗教といいますか、教義といいますか、それを信仰して入ってこない限りその人は信者では と思います。しかし裁判所で最終的に判断するにしても、宗教団体としてこういう人を信者と言うんだ、というこ はどうなんだろう。これは最終的にはやはり裁判所で、それが信者に該当するかどうか判断する以外はないだろう ると思います。天谷先生のご質問も閲覧請求権を有する信者とはどうなんだと、その場合に檀家の家族は信者に該 の財政活動を護持している。だいたいこの三つが宗教法人との関係でいえば、必要最小限度の信者の定義といいま の場合はどうだという問題になります。檀家形式の場合はご主人が入っていたら、お寺の側では家族が五人いたら 例えばキリスト教とか、日蓮宗系の多くの教団、こういうところは入信形式を取っておられ

会員を採用する場合が多く、個人の信教の自由とのかねあいが問題になります。入信形式を取っておるのか檀家形

なんてことは言えないわけです。

桐ケ谷(創価大学)先生、そこの質問は本部支部関係の判断をするにあたって、果たして本部の言う通

わけですから、そういうのをすべて家族であれば全部、ここでいう信者と認めていいかどうかというのは各教団で 家形式を取っていますから、私が何とか宗に入ればうちの家族は皆そのお寺に行くし、おそらく法事なんかはやる

式を取っているのかという問題であって、どちらがいいとか悪いとかではなくて昔からの伝統的な仏教教団は皆檀

体としてやられているかどうかというような判断の方がいいのではないかと思います。宗教事項が全く判断事項に 項を言うならば、すべて包括団体と非包括団体の間には本末関係があるわけですから、日本の多くの教団は、 独立しているかどうか、先程言いましたように組織管理運営が団体としてやられているか、会費の徴収、財政が団 場合にはむしろ独立性の判断には宗教事項を入れるべきではないと思います。むしろその団体が本当に団体として その次にそういう独立性を判断する場合には、宗教事項にわたることがかなり必要になってくるんじゃないかとい これによって文化庁もずっと統一的な指導ができるような対応を一生懸命取っておられるように聞いております。 に出された報告書。そういう報告書と各該当する宗教法人が都道府県に出した申請書とを両方比較しながら、検討 最近聞いたことですが、文化庁の方も実は都道府県に出てきた申請書と、それから場合によっては教団から文化庁 なるかならないか、本当に個別の問題を見ないと分かりませんが、だいたい一般的にはそう思います。もし宗教事 うご質問ですが、これはまさに法人問題ですから、権利能力なき法人の問題であって宗教上の問題ではない。この しているようです。それは各教団から都道府県における対応が皆違うじゃないかという非難がかなりあがってきて、 それから桐ヶ谷先生からのご質問で、「五条二項一号の判断はどこでするのか」ということですが、これはごく

り動いているかどうかということが一つの判断基準になるみたいなことをおっしゃっておりましたが。

監督権なり何かを持っているかどうかということで、具体的には人事権、それから財政的な予決算に対して本部が どの程度関与してるかということで、一割ぐらいの助成だったらともかくですが、その財政のほとんどを本部に依 解答者 安武(弁護士)そういう意味ではなくて、本部支部関係があるというのは、本部が支部に対して一定の

判断というのができなくなるのではないでしょうか。せっかく基準として他都道府県に境内建物を持っているとい 存しているというような場合は、これはもう本部支部関係と言わざるを得ない。 発言者 桐ケ谷(創価大学)やはり宗教団体の内部の、かなり宗教活動にわたる側面まで判断しないと独立性の

しないとならない側面も出てくるのではないかという感じがしたので質問した次第です。

う基準をたて、これが大変客観的な基準のように見えるにも関わらず、ある程度宗教活動の実態に立ち入って判断

て出てこないだろうと思います。 解答者 安武(弁護士)私は法人問題と宗教事項等の問題はできるだけ厳密に分けて解釈しないと、独立性なん

買えますが、個人の名前で買っても宗教法人にはなれないんです。そうすると例えば自分の息子に滋賀県でお寺を 質問しておられるんですが、仏教団体の関係者の方はご存じのように、例えば極楽寺というのが京都にあって、滋 持たせてやろうとしても、お寺は必ずといっていいぐらい極楽寺の土地、建物で買った上で息子に布教活動をやら 賀県に布教する時には必ず極楽寺の土地、名前でないと不動産が買えないわけです。個人ではもちろん買えます。 ますとその後に甲寺から非法人の乙寺、そこが非法人の乙寺に変わっていくことについての乙寺の独立性の問題を いて、甲寺の宗教活動をしていたけれども、今後改正によってどうなるかという問題なんですが、問題を少し変え それから最後にこれは矢吹先生のご質問ですが、一般論的な問題でお話しますと、甲寺の境内建物と登記されて

法人活動というように考えて、次の認証を受けられるような準備に入っていく。そういう場合だったら私は別に所 を分けてもいいし、初めからもう相当程度独立の布教活動が進んでいるのだったら、今の段階にはっきり独立した

せるわけです。それは将来独立することを前提にしているわけです。だから早い話が法人として独立してから所轄

轄庁、文部省に届け出る必要はないと思います。

もありますが、ローマ教権と世俗の権力というのはずっと対抗関係にあったと思います。 家をむしろ凌駕してそれを統合するようなものであったと思います。時代が少したってからも、叙任権闘争なんか という御指摘がありましたが、家産国家をどう考えるかという問題になるかと思います。ヨーロッパでの家産国家 策は家産国家の名残から抜けきっていないのじゃないか。国家が宗教を私物化していると考えられないでしょうか」 家産国家の場合でも宗教は全く別物と考えるべきです。ローマ教会の力が極めて大きいわけで、そのような家産国 という場合には土地と領民について君主が私有財産として考えるということであったと思いますが、 平野 (龍谷大学)私への質問について手短にお答えします。米山先生から「日本国家の宗教に対する政 ヨーロ ロッパの

のかというようなことについて私は大きな疑問を持っています。むしろ今日でも、あるいは歴史を逆上っても、宗 とが問題になったりしているわけです。しかし日本で本当にそんな心配があるのか。そんなことを今なぜ議論する す。ところが例えば宗教基本法なんかで、政治上の権力の行使についての憲法二十条の解釈の変更というようなこ むしろ問題は、 日本では世俗の権力に対抗するような宗教権力というのがほとんど存在しなかったということで

教というのは国家に支配され国家に管理されてきた。そういう一貫した流れは否定できないのではないかという考

それから長谷川先生から「行政が宗教団体の自浄作用を促すような行為に一役担うということについては、どう

— 149 —

問題は宗教界が自らの手で自主的に、一種の自己決定と言ってもいいかもしれませんが、そういう形で自浄作用を での表現のように一役担うという、促すというような行為をするということについては、必ずしも否定はしません。 考えたらよいのか」という趣旨の質問があります。行政についてどう位置づけるかということですが、私自身ここ

ます。 の間のインフォームドコンセントとか何とかいう問題がありますが、それと同じような問題ではないかと考えてい 尊重した形で関与するというような形は、何ら私は否定されるべき問題ではないと思います。要するに医師と患者 進めてほしいし、それに対していわゆるパターナリスティックな形にならなければ、要するに宗教団体の自主性を

それから棚村先生から「カルト問題について謙抑性についてどう考えるのか」というご質問がありました。ご質

かないと考えています。むしろ問題にしたいのは、カルトだからといって網羅的にカルト立法を作ったり、 出てくるわけですから、私は牧会権判決のいうところの謙抑性が、そういう消費者被害の場合ではそれほど強く働 理由をもって対抗しうるのかという問題であり、一方、カルトの金集めの問題なんかでは被害者救済という問題が のではないかと、こういう趣旨ではないかと思います。牧会権事件というのは捜査権力に対して聖職者がいかなる は先程ちょっと言いました牧会権行使が犯人蔵匿の罪になるかどうかという、そういう判断枠組みと同じようなも 目的、手段、 問の趣旨はカルトの人集め、金集めの民事責任、刑事責任についても、判例の動きを見る限り、その宗教活動での 結果を総合的に判断して、犯罪の成立だとか不法行為の成否を決めている。そういう立場だと。これ

りません。そういう被害者に畏怖感を与えたり、困惑状態に陥らせたりするような場合には、やはり不法行為を形

は行政が介入するというようなことは避けるべきであって、司法権が、個々の被害が出た場合にあくまでもこれを

客観的に判断しなければいけないと思います。ですから福岡地裁の判決を私は決して否定するつもりはあ

とはちょっと違う考えがあるといった方がいいのではないかという趣旨でありました。 成するという判断を受けても私はやむを得ないと考えております。ですから司法判断の場合と網羅的な立法と行政

というのですが、なにぶん時間がありませんから、どなたか、お答えねがえますか。 はどうなのか。今回の改正問題の発端はここにあるのかもしれない。この点につき、各報告者のご意見を伺いたい」 の自浄作用が機能している宗教団体ないし宗教者にとってはその通りであるけれども、これが期待できない場合に れなければならない。宗教団体ないし宗教者の自浄作用に期待される性質のものである。けれども、問題はこの種 があります。「適切な宗教活動が保障されるためには国の介入はあってはならない。その意味で国の規制は否定さ 小林(青山学院大学名誉教授)最後に熊本会員から、洗、 力久、棚村、 桐ヶ谷の各報告者に対して質問

と真面目にしているところもどんどん規制が加えられるということになり、さらに閲覧請求権の信者項目ですがそ し少なくなるのではないかというこういう考え方というのは、なかなかくみできないところがあります。そうする 全然連携し合えないのか。それに対してもう連携し合えないから司法の判断に任せるしかないということになる。 部に請求権があるというように、それぞれの教団によって内規が違ってくるというようなことについて宗教同士は 員に閲覧請求権を認めるという団体があるかと思うと、他の教団においては全信者、 れぞれの団体によって違うんです。例えば神社の今まで言われてるところを漏れ聞きますと、神職者及び崇敬会役 ですから、 が規制を加えていくという前提を持つ必要はないのではないか。悪いことをすれば当然法が適用されるということ これは大変な問題ですが、そうするといわゆる悪いことをしないように反社会的なことを宗教がしないように、国 カ久(善隣教) 宗教法人法を改正することによって何らかの意味で宗教を規制すれば、悪いことをしない宗教法人が少 宗教団体が法律を犯した場合には八六条が適用される。法が適用されないとするならば いわゆる名簿にのっている全

宗教法第16号(1997) 宗なんかは監正審議会とかという内部のチェック機関があると聞いたりもしてるんですが、何か宗教内の情報収集 割を果たしてほしい。それから宗教法人の側で、あるいはまとまって、教派とか宗派でも結構ですが、どうも浄土 司法の判断に任せるしかない法律ができているということになり、非常に大きな問題が残っているようです。 とか苦情処理なんかについての第三者的機関を作れないか。それから宗教法人の規則でもって内部的な色々なチェッ の監視役みたいな機能を果たしてほしい。単なる宗教界の利益代表みたいなことではなくて、そういう積極的な役 んですが、まず宗教団体でもって、まず行政の問題に対しては宗教法人審議会が宗教行政に対する公正中立な運営 棚村(早稲田大学)私も常にそういう問題を考えてきまして、それで最後の方にもちょっと書いてある

期待できないのはどうしたらいいか。これはやはり行政の責任がそこで残るんじゃないかと思います。ですから行 政の責任はそういう自浄作用が期待できない時に二次的に働くものとして残るんじゃないかということを考えてい ガイドラインを宗教界で出して欲しいということを非常に考えます。それで先生がおっしゃったように自浄作用が してほしい。それから宗教活動でも限界になるようなものは、日弁連の山口先生もいらっしゃいますが、自主的な たり、もし難しいのであれば聖俗分離というのはどこが聖でどこが介入していけない聖で俗なのかという基準を示 それから宗教界で、桐ヶ谷先生からも出ました聖俗分離とか、それは難しいんだというんですが、やはりそのあ

と自浄作用ができないということで、網羅的、投網的に宗教界全体を縛るような、管理するような、管理という言 桐ケ谷 (創価大学)基本的には皆さんがおっしゃった通りなんですが、一つは悪い宗教団体が出てくる ます。

す。

ク機能、

それからさっき見ました宗教法人の信者さんが最終的に何か役割を果たせないかということを考えていま

がらなし遂げていくべきことであって、行政が国家の力を使ってすることではないと思います。 べき点は多々あるし、やらなければいけないことは相当あると思いますが、それは宗教界がお互いに切磋琢磨しな 宗教支配、宗教管理ということが生じてしまう可能性があるのではないかという気が致します。 て、何とか少しでも国家の力を使って何らかの措置を取らなければいけないと考えていくと、やはりそこに国家の 信教の自由を保障した国家の姿勢であるべきなのではないかなと。自浄作用ができないから行政が乗り出していっ が合わないんですが、自浄作用ができない場合、自浄作用ができるようになるのを気を長くして待つというのが 事なのではないかと思います。それから今、棚村先生がおっしゃったことにつき最後だけ、ここだけちょっと意見 ういう自浄作用ができない、 葉が適切かどうか分かりませんが、そういうような立法、あるいは行政を行うということは極めて危険である。そ 熊本 (北海学園大学)私は国家が関与することには基本的に大反対なんです。ですから桐ヶ谷先生がおっ あるいは良くない宗教団体が出た場合、個別的にそれに対処していくということが大 宗教の側も反省す

といて格別大きい問題はないといえるかどうか。やがて自浄作用が機能する性格のものであればそれでよろしいん う考え方もあるだろうと思います。ただ自浄作用を気を長くして待つという、これは私もそうだと思いますが、放っ 法人法の改正の問題について個別的な問題は色々ご指摘がありました。それはその通りだと思いますが、 はり右に私が述べたところに対してどう対応したらいいか。行政が積極的に、という意見もありましたし、そうい お答えいただいたんですが、今後おそらくこの問題に我々がきちんと答えないとならないと思います。 求められている問題なのです。時間がないから詳細は申し上げないんですが、従ってそういう意味で三人の方から えているんだろう。そこで迫られてる問題だろうと思います。多数の人命を危機に陥しいれているところで判断が しゃった基本的な考えはその通りなんですが、今、問われている問題は、自浄作用が可能かどうかという問題を越 今回の宗教

感じが致します。どうもありがとうございました。

が、それに対するお答えには必ずしもなっていないのではないのか。ちょっと申し訳ないんですが、私はそういう ですが、今回起きている問題は決してそうではないんです。この点から申しますならば、少々言葉がきついのです

発言者 力久(善隣教)今まで文化庁は各教団集めて宗教法人についての研修会をずっとやっていたわけです。

えって必要になってきている。今度の法改正で宗教界と文化庁とのぎくしゃく関係というのが非常に大きな問題だ 麗しい関係だったんです。ですからそういうことについて言えば宗教界も文化庁の考え方を受け入れるというのは あったのです。法改正という形になった途端に今度は監視される監視するという逆の立場になって、行政指導がか

のご協力、ありがとうございました。 司会者 | 小林(青山学院大学名誉教授)これをもちまして今回の春の大会は終わらせていただきます。みなさま